

第 4564 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 9月 6日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 認定職業訓練で支給される奨励金

Q：認定職業訓練を実施することにより、国から支給される奨励金は、消費税ではどのように取り扱われますか？

A：課税対象外取引になります。

【解説】

これについては、東京国税局が事前照会に対する回答で次のように課税対象外取引になるとしています。

消費税は、事業者が国内において行った資産の譲渡等が課税対象となり、事業者が国又は地方公共団体等から受ける奨励金もしくは助成金等又は補助金等のように、特定の政策目的の実現を図るための給付金は、資産の譲渡等の対価に該当しないこととなっていると。したうえで、求職者支援法に基づく認定職業訓練は、特定の政策目的を実現するために実施されるものであることから、特定の政策目的の実現を図るための給付金として、一義的には、上記取扱いにより資産の譲渡等の対価に該当しないものと取り扱うのが相当であると判断し、そして、認定職業訓練は、国から実施を委託されるものではなく、国に対して行うものでもないとして、最終的に、奨励金は、認定職業訓練を行った反対給付として受けるものではないので、資産の譲渡等の対価に該当せず、消費税の課税の対象外（不課税取引）として取り扱われるとする見解を公表しています。

